

茨城県報

号外第131号

昭和60年11月14日

木曜日

目 次

告 示

●国民健康保険医の登録の消除 (医療福祉課)	1	ページ
●新規土地改良事業の審査 (10件) (農地管理課)	2	
●土地改良法に基づく換地計画の審査 (2件) (")	5	
●土地改良法に基づく換地処分 (3件) (")	6	
●道路の区域変更 (3件) (道路維持課)	7	
●道路の供用開始 (3件) (")	8	

(公安委員会)

●緊急自動車の指定等	9
------------------	---

公 告

●県営土地改良事業計画 (2件) (農地管理課)	10
●一時保護児童の所持物の保管 (児童相談所)	11

正 誤

●昭和60年9月13日付け茨城県報号外第109号中	12
---------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1537号

国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第47条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医の登録を消除したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和33年政令第363号) 第9条の規定により告示する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録記号番号	国民健康保険医名	登録消除年月日
茨国医 第4492号	本 田 昌 代	昭和60年10月1日
" 第1973号	石 森 喬	昭和60年10月18日

茨城県告示第1538号

河間土地改良区から昭和60年7月27日付けで認可申請のあつた落合地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

河間土地改良区定款の写し

落合地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで

3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第1539号

千代川村長永瀬純一から昭和60年9月24日付けで認可申請のあつた大園木南地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

大園木南地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで

3 縦覧の場所 千代川村役場

茨城県告示第1540号

結城市長奥澤順一から昭和60年7月8日付けで認可申請のあつた山川新宿北部地区土地改良事業（農道整備）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

山川新宿北部地区土地改良事業（農道整備）計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで

3 縦覧の場所 結城市役所

茨城県告示第1541号

結城市長奥澤順一から昭和60年7月8日付で認可申請のあつた山川新宿北部地区土地改良事業（農業用排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

山川新宿北部地区土地改良事業（農業用排水）計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで

3 縦 覧 の 場 所 結城市役所

茨城県告示第1542号

小場江堰土地改良区から昭和60年10月7日付で認可申請のあつた東木ノ倉地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

小場江堰土地改良区定款の写し

東木ノ倉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで

3 縦 覧 の 場 所 那珂町役場

茨城県告示第1543号

沼前土地改良区から昭和60年9月3日付で認可申請のあつた大道附地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

沼前土地改良区定款の写し

大道附地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで
- 3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第1544号

千波湖土地改良区から昭和60年10月12日付けで認可申請のあつた関の上地区土地改良業事については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
千波湖土地改良区定款の写し
関の上地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで
- 3 縦覧の場所 常澄村役場

茨城県告示第1545号

村田村外三ヶ村土地改良区から昭和60年9月20日付けで認可申請のあつた東保末地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し
東保末地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで
- 3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第1546号

河間土地改良区から昭和60年7月27日付けで認可申請のあつた羽方(1)地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

河間土地改良区定款の写し

方羽(1)地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで

3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第1547号

河間土地改良区から昭和60年7月27日付けで認可申請のあつた塚原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

河間土地改良区定款の写し

塚原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年11月14日から昭和60年12月3日まで

3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第1548号

昭和60年10月22日付けで認可申請のあつた下幡地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年11月18日から昭和60年12月11日まで

3 縦覧の場所 里美村役場

茨城県告示第1549号

昭和60年10月21日付けで認可申請のあつた向上野地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年11月18日から昭和60年12月11日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第1550号

昭和60年10月22日付け農管指令第436号をもつて認可した西原地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1551号

昭和60年9月27日付け農管指令第415号をもつて認可した石川地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1552号

昭和60年10月21日付け農管指令第433号をもつて認可した大国南部地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩塙線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字上手綱字関口 2922番1地先から 高萩市大字上手綱字石舟 2601番1地先まで	旧	メートル 最大 9.00	メートル 931.00	
		最小 5.00		
		最大 23.40	890.00	
		最小 11.50		
高萩市大字上手綱字石舟 2601番1地先から 高萩市大字上手綱字関口 2922番1地先まで	新	最大 23.40	890.00	旧道移管
		最小 11.50		

茨城県告示第1554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大穂千代田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字北太田 975番1地先から	旧	メートル 最大 10.00	メートル 58.00	
		最小 7.00		
筑波郡筑波町大字北太田 489番1地先まで	新	最大 10.00	58.00	
		最小 7.00		
		最大 7.50	66.00	迂回路
		最小 5.50		

茨城県告示第1555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市飯富町2674番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 22.00	44.00 <small>メートル</small>	
		最小 21.00		
水戸市飯富町2679番地先まで	新	最大 21.00 最小 11.00	44.00	不用地処分

茨城県告示第1556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和60年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道大穂千代田線
- 2 供用開始の区間
筑波郡筑波町大字北太田975番1地先から
筑波郡筑波町大字北太田489番1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年11月14日

茨城県告示第1557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和60年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道木原正直線
- 2 供用開始の区間
 稲敷郡牛久町大字久野3439番地先から
 稲敷郡牛久町大字久野862番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年11月14日

茨城県告示第1558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和60年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道大洗友部線
- 2 供用開始の区間
 西茨城郡友部町大字矢野下字五反田2367番2地先から
 西茨城郡友部町大字橋爪字若宮679番2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年11月14日

（ 公 安 委 員 会 ）

茨城県公安委員会告示第30号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び
 取消し第14条の2の規定により道路維持作業車の指定及び取消しを行つたので公示する。

昭和60年11月14日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 祐 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者、使用者氏名
1846	水戸88せ 2175	トヨタ 60年式	保存血液運搬用	茨城県赤十字 血液センター
1847	水戸88せ 2176	〃	〃	〃
1849	水戸88せ 2183	ニッサン 59年式	〃	セントラル医学 検査研究所
1850	水戸56ふ 5722	トヨタ 60年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
1851	水戸56ふ 5723	〃	〃	〃

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	使用者・名称	告示年月日	告示番号
1764	水戸88す 2906	トヨタ 60年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部	60. 3. 4	3
1765	水戸88す 2907	"	"	"	"	3
1766	水戸88す 2908	"	"	"	"	3
665	茨 88 す 1131	トヨタ 47年式	公益応急作業 (水道事業)	茨 城 県	48. 4. 9	13
684	茨 88 せ 1210	トヨタ 48年式	保存血液運搬用	日本赤十字 茨城県支部	48. 5. 17	16
642	茨 88 せ 929	ニッサン47年式	警察責務遂行用	茨 城 県	47. 8. 10	23
934	茨 ま 9488	ホンダ 51年式	"	"	51. 12. 16	43
935	茨 ま 9489	"	"	"	"	43
977	茨 88 す 3656	トヨタ 52年式	"	"	52. 10. 24	29

3 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者, 使用者氏名
1848	水戸88さ 975	日 野 60年式	道路維持作業用	日本道路公団 日立管理事務所
1849	水戸11さ 3913	"	"	"

4 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	使用者の名称	告示年月日	告示番号
658	茨 88 せ 1104	ダットサン48年式	道路維持作業用	岩 井 市 長	48. 3. 19	9

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営大穂中部地区土地改良事業(区画整理・農業用道路)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営大穂中部地区土地改良事業(区画整理・農業用道路)計画書写し

2 縦 覧 期 間 昭和60年11月14日から昭和60年12月4日まで

3 縦 覧 場 所 大穂町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営豊里中部地区土地改良事業（区画整理・農業用排水・農業用道路）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営豊里中部地区土地改良事業（区画整理・農業用排水・農業用道路）計画書写し

2 縦 覧 期 間 昭和60年11月14日から昭和60年12月4日まで

3 縦 覧 場 所 豊里町役場、大穂町役場

●一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中下記の物件を保管したから、返還請求権を有するものは申し出て下さい。

昭和60年11月14日

茨城県下館児童相談所長 倉 持 春 樹

1 申 出 の 期 間 昭和60年11月14日から昭和61年5月13日まで

2 申 出 の 場 所 茨城県下館児童相談所

下館市大字玉戸1336-16

電話 02962-4-1614

3 保 管 物

物 件 名	種 類 ・ 型 状	数 量	経 過
現 金	500円 硬貨	2 枚	昭和60年7月12日午後3時頃下館市大字二木成26, ジャスコ株式会社下館店南側駐車場に駐車中の車両（所有者不明）内から現金を窃取したものである。
	100円 "	7 "	
	50円 "	20 "	
	10円 "	62 "	
	5円 "	37 "	
	1円 "	69 "	
中古自転車	KATAKURA うすみどり色婦人用 防犯登録番号 茨城県警察116076	1 台	昭和60年7月8日午後7時頃下館市大字南乙89, 関東鉄道下館駅前において所有者不明の自転車1台を窃取したものである。

正 誤

●昭和60年9月13日付け茨城県報号外第109号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
37	上から2	金 金 決 定 時 期	貸 付 決 定 時 期
39	上から3	同 同	同 上

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
 発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所